

摂津市防犯カメラの設置及び運用に 関するガイドライン

1 目的

摂津市は「みんなが安全で快適に暮らせるまち」を目指して、セーフティパトロール隊や子どもの安全見守り隊など、地域での自主的な防犯活動を推進しています。これにより、市内の犯罪件数は減少傾向にありますが、街頭犯罪はまだまだ後を絶ちません。

そこで、本市は24時間撮影可能な防犯カメラを設置して、街頭犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪発生時に容疑者の特定につなげる運用も開始します。

しかしながら、防犯カメラは撮影される個人のプライバシーを侵害する恐れもあることから、その設置にあたってはより適正な管理・運用が必要となります。

このことを踏まえ、本市は防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを新たに設け、安全で快適に暮らせるまちづくりをさらに進めます。

2 定義

(1) 防犯カメラとは、各種公共施設をはじめ、商業施設、スポーツ・レジャー施設、道路、公園、駐車場等、不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の防止を目的として継続的に撮影しているカメラで画像記録装置を有するものをいいます。

(2) 画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録された画像をいいます。

3 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置及び運用するにあたり、その適切な管理を図るため管理責任者を指定することとする。

4 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定し、カメラの角度を調整するなど、住宅内部などの私的空間が映らないように個人のプライバシーにも配慮することとする。

5 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、犯行を抑止する効果を高めるため、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示することとする。

6 画像データの保存・取扱い

個人の画像データが、本人の知らない間に社会に出回ることは絶対に避け、画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うこととする。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、必要であると判断する場合は、防犯カメラ及びそのモニター又は録画装置の操作を行う担当者を指定することとする。その場合、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、毀損、流失等の防止その他の適正な管理を徹底するために、保存期間は短期間とし、おおむね1箇月以内で必要な保存期間を決め、不必要な画像データの保存は行わないこととする。

(3) 画像データの厳重な保管

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者等の関係者以外の視聴や盗難の防止のため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、「8」に定める場合を除き、画像の複写及び加工、外部への持ち出しは禁止することとする。

(4) 画像データの消去

画像データを消去しないで放置すると、個人情報流出する危険性が高まるため、保存期間が終了した画像データは、管理責任者又は取扱担当者が直ちに消去する。また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うこととする。

7 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

8 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができることとする。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。

9 苦情等の処理

管理責任者は、当該防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

10 運用基準の策定

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めることとする。

11 その他

防犯カメラの設置者は、個人情報保護法等を遵守するとともに、業務を委託する場合には、委託業者に適切な管理、運用を徹底させることとする。



令和2年4月
摂津市総務部防災危機管理課